

は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに**監督職員**に通知すること。

3. 上記1、2の排除対策を講じたにもかかわらず、上記2の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに**監督職員**と工程に関する**協議**を行うこと。

1 - 1 - 52 再生資材の利用

1. **請負者**は、加熱アスファルト混合物、粒度調整砕石、クラッシャランを工事に用いる場合、**設計図書**に明示がない場合には、原則として再生資材を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、**監督職員**の**承諾**を得なければならない。

なお、使用に際し、プラント再生舗装技術指針及び建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）を遵守するものとする。

2. 粒度調整砕石、クラッシャランの再生資材を使用する場合は、長崎県リサイクル製品等認定制度の認定を受けた、または県産品資材（土木・建築資材）の優先使用に関する要領に基づいた製品を使用するものとする。
3. 第1項以外の資材についても、**設計図書**に明示がない場合には、再生資材を使用するよう努めること。なお、再生資材の使用にあたっては、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質等を満たした資材を使用するものとする。

1 - 1 - 53 資材等の県内優先調達

1. **請負者**は、工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため、原則として県内生産品を使用しなければならない。

ただし、WTO対象工事については、県内生産品を使用するよう努めるものとする。

2. **請負者**は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した資材（アスファルト合材・生コンクリート・砕石類・コンクリート二次製品は、記載必須の資材とする。それ以外は、記載任意の資材とする。）を工事完成までに、**書面**（様式 - 2（県内業者、県内産建設資材の活用用）：建設資材使用報告書）及び電子ファイルによって**監督職員**に提出すること。
3. **請負者**は、請負金額が500万円以上になる工事において、県内生産品以外を使用する場合、その理由を付した**書面**（様式 - 3（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内産資材を使用しない理由書）及び説明資料を事前に**監督職員**に提出し、その理由について**承諾**を得なければならない。
4. **請負者**は、工事に使用する資材等については、長崎県内に本店を有する者の中から調達するよう努めなければならない。

県内生産品とは

長崎県内の工場にて製造・加工された資材・製品であること。

「材料が県外製品であっても、県内の工場で製造・加工したもの（二次製品）であれば、県内生産品として取り扱う」

長崎県建設工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編・機械設備工事編）その他関連する示方書等の基準を満たす資材・製品であること。

1 - 1 - 54 下請人の県内優先活用

1. 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を原則として「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定しなければならない。

ただし、WTO対象工事については、「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定するよう努めるものとする

2. 請負者は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した下請負人を工事完成までに、書面（様式 - 1（県内業者、県内産建設資材の活用用）：下請企業使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。

3. 請負者は、請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面（様式 - 4（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内下請企業を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。

1 - 1 - 55 建設機械等に使用する燃料

請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う建設機械等か採油する調査に対して協力しなければならない。

1 - 1 - 56 ダンプトラック等による過積載等の防止

1. 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

2. 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

3. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

4. さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。

5. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

6. 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

7. 運送契約による場合は、事業用車両（緑ナンバー）を使用すること。

8. 長崎県内ナンバー車両の優先使用に努めること。

9. 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

1 - 1 - 57 現道工事における交通処理対策

請負者は、道路工事施工のため交通障害を来たさないよう道路を通行する者の立場にたつて(1)施行の迅速、(2)交通整理、(3)工事標識の整備、などに一段の創意工夫を加え、責任をもってこれにあたり、常時円滑に交通が確保されるよう万全を期さなければならない。

また、請負者は上記趣旨を工事関係者は勿論作業員の一人一人まで周知徹底を図らなければならない。